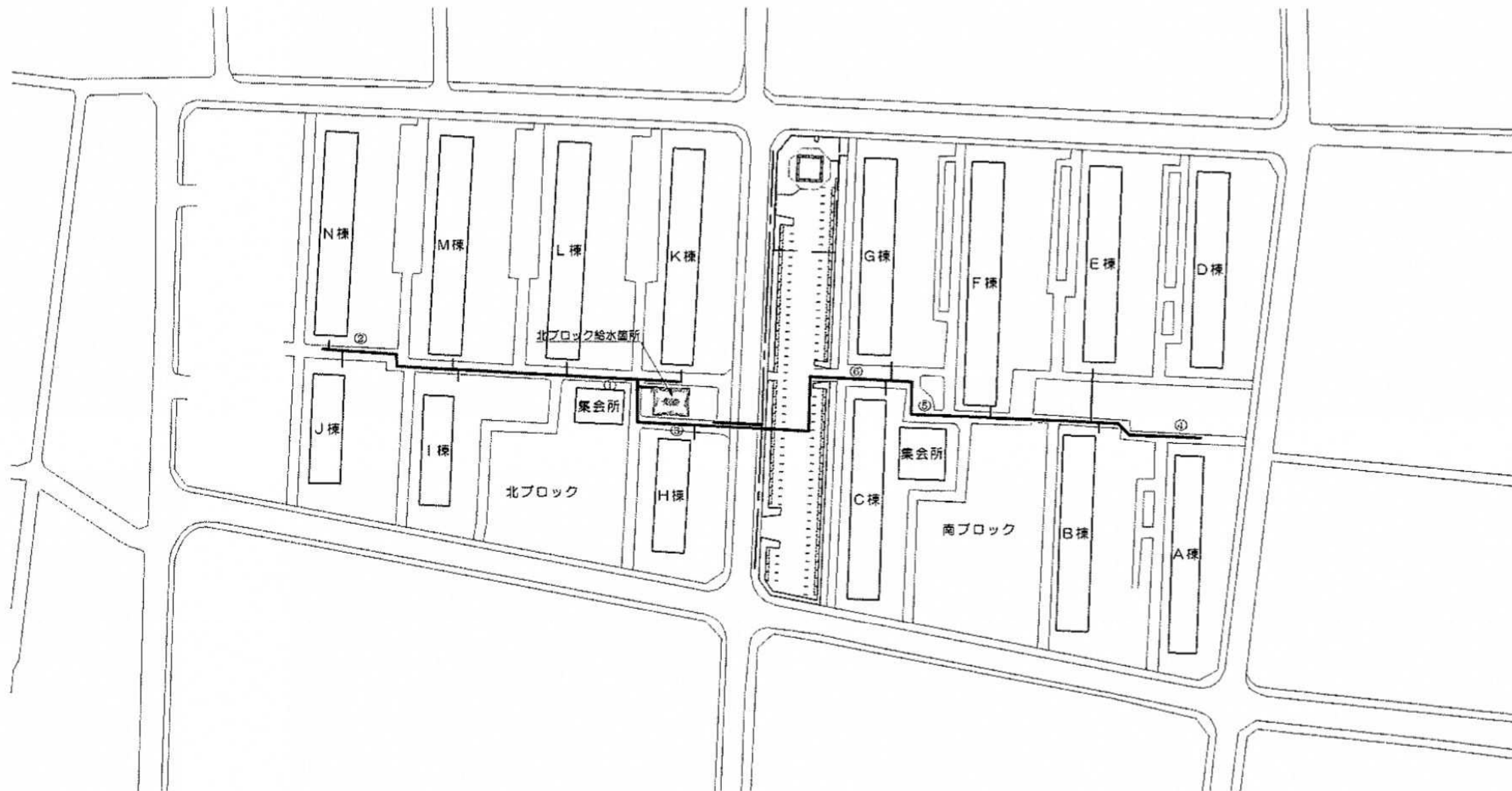




【 添付資料 8 】 団地内の水道施設図

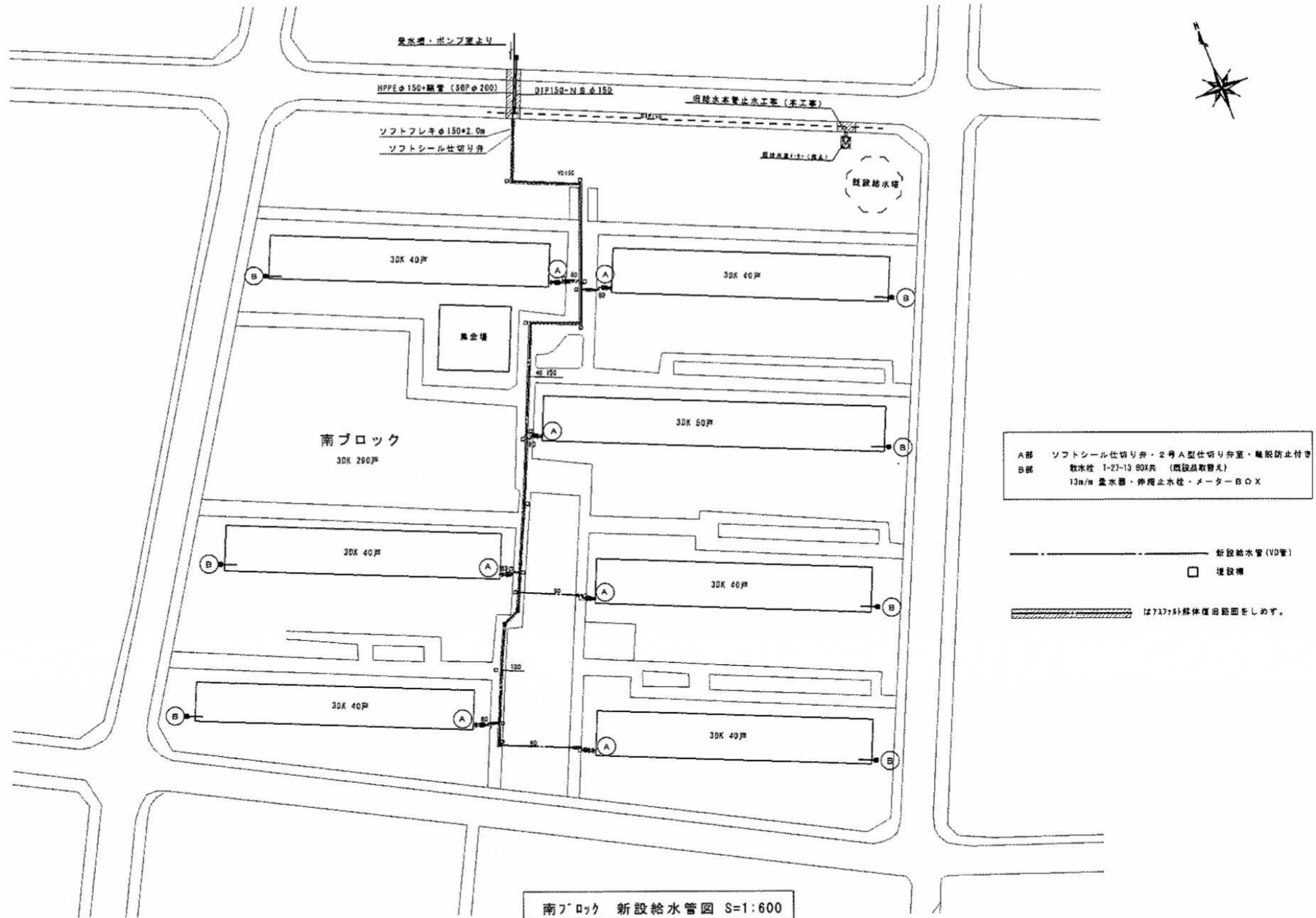


平成 21 年度 [第 21-H4216-01 号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事「全体配置図」



全体配置図 S=1/1000

<p>図名 平成 21 年度 [第 21-H4216-01 号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事</p>		<p>図名 全体配置図</p>		<p>図号 A-05</p>		<p>縮尺 S=1/1000</p>		<p>年月日 2008.04.</p>		<p>図例 図面</p>	
<p>製図者 [不明]</p>		<p>製図者 [不明]</p>		<p>製図者 [不明]</p>		<p>製図者 [不明]</p>		<p>製図者 [不明]</p>		<p>製図者 [不明]</p>	



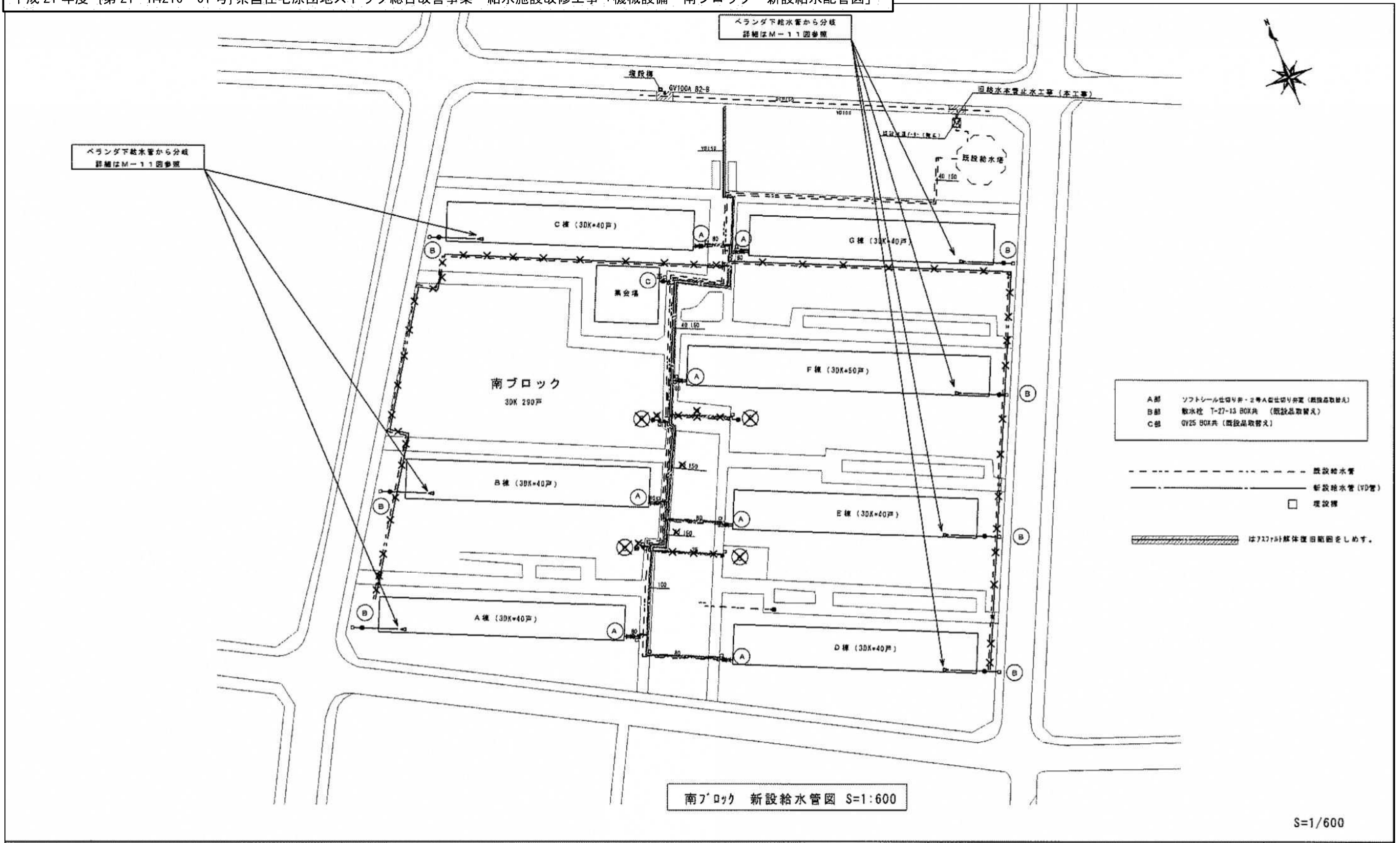
A部 ソフトシール仕切り弁・2号A型仕切り弁室・離脱防止付き
 B部 数水柱 1-27-13 80X共 (既設品取替)
 13m/m 蓋水器・伸縮止水柱・メーターBOX

----- 新設給水管 (V0管)
 □ 埋設槽
 // // // は7x7針跡休養田跡面をしめす。

南ブロック 新設給水管図 S=1:600

S=1/600

図号	訂	日	工種	工事名	設計者	校閲者	作成者	図名	縮尺	図面番号
第1版	正		給水	平成21年度 [第21-H4216-01号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	株式会社 大石 隆			機械設備 南ブロック 新設給水管図	1/600	M-09

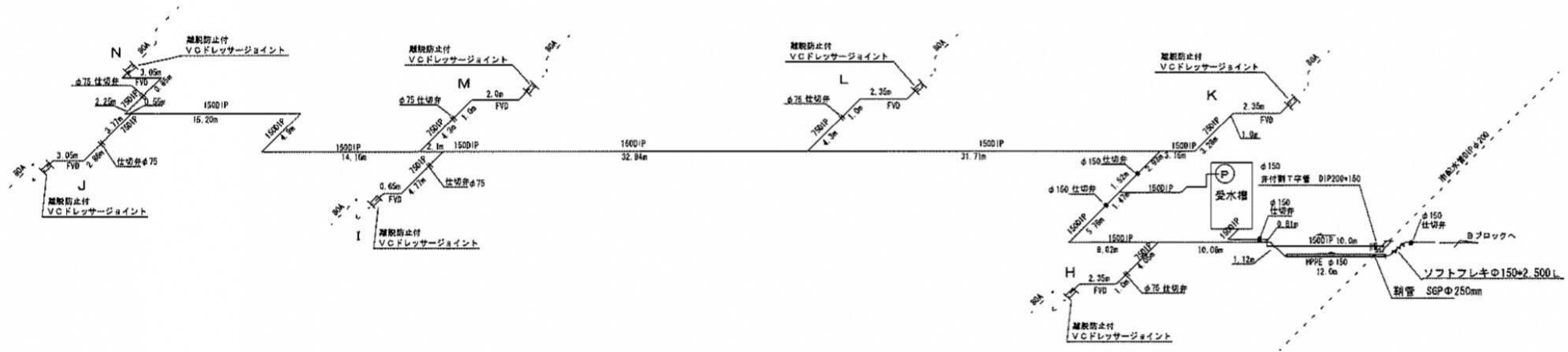


南ブロック 新設給水管図 S=1:600

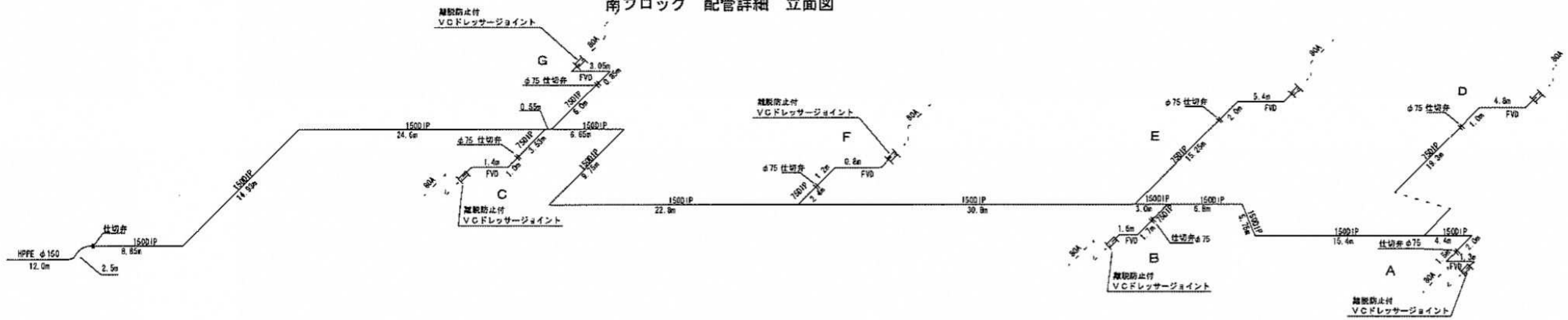
S=1/600

変更事項 変更内容 変更理由		名称 平成 21 年度 [第 21-H4216-01 号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事		図名 機械設備 南ブロック 新設給水配管図		図番 平成 21 年度 第 21-H4216-01 号 第 1391-5 号 〒410-2114 静岡県伊豆の国市南原 1391-5 TEL 055-949-0910 FAX 055-949-0991 一級建築士事務所 静岡知事登録 第 3821 号 一級建築士 第 74052 号 石 橋 謙	
図号	番号 M-09 変更	縮尺	S=1/600	年月日	2008.04.	検印	印

北ブロック 配管詳細 立面図

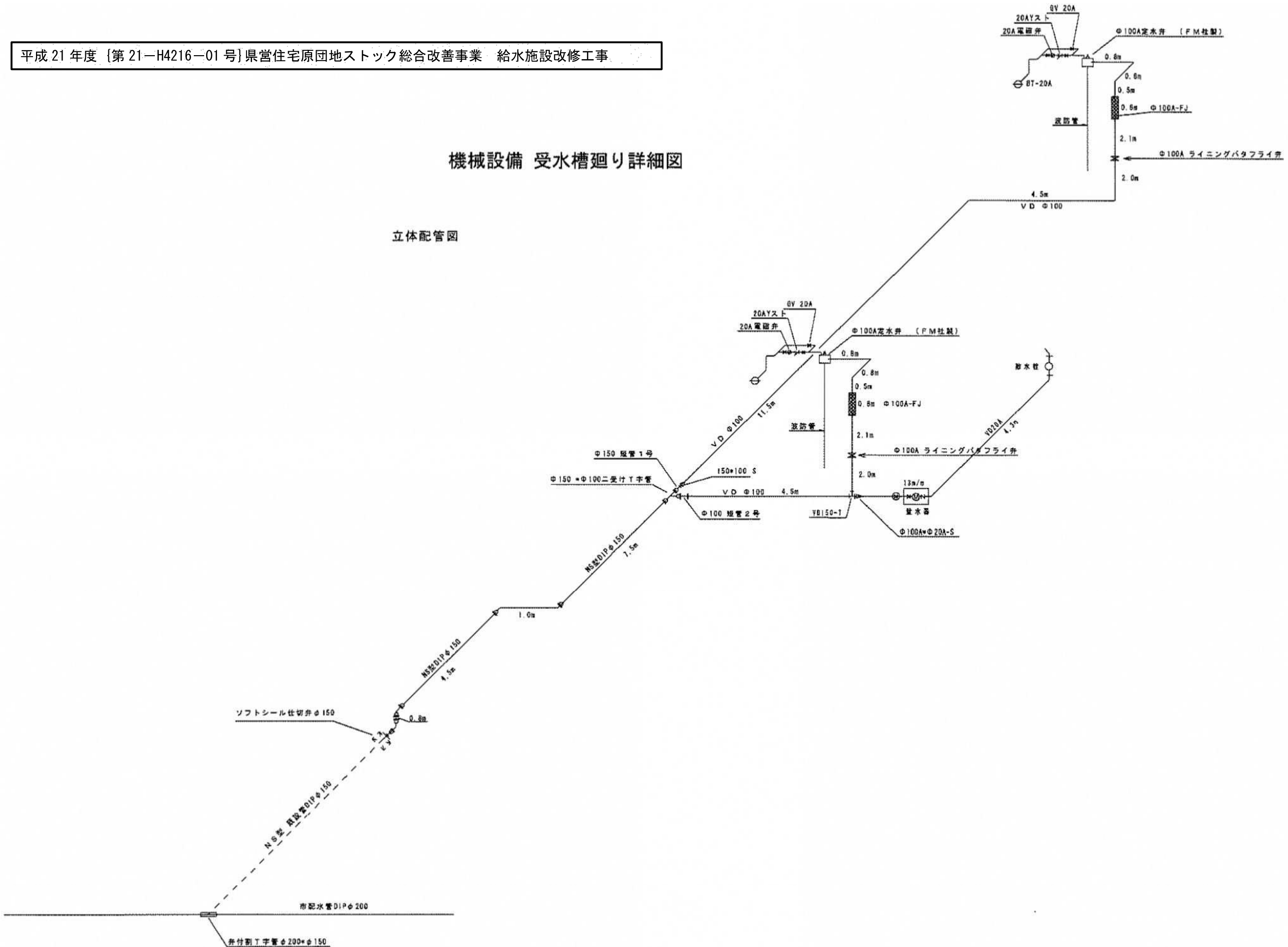


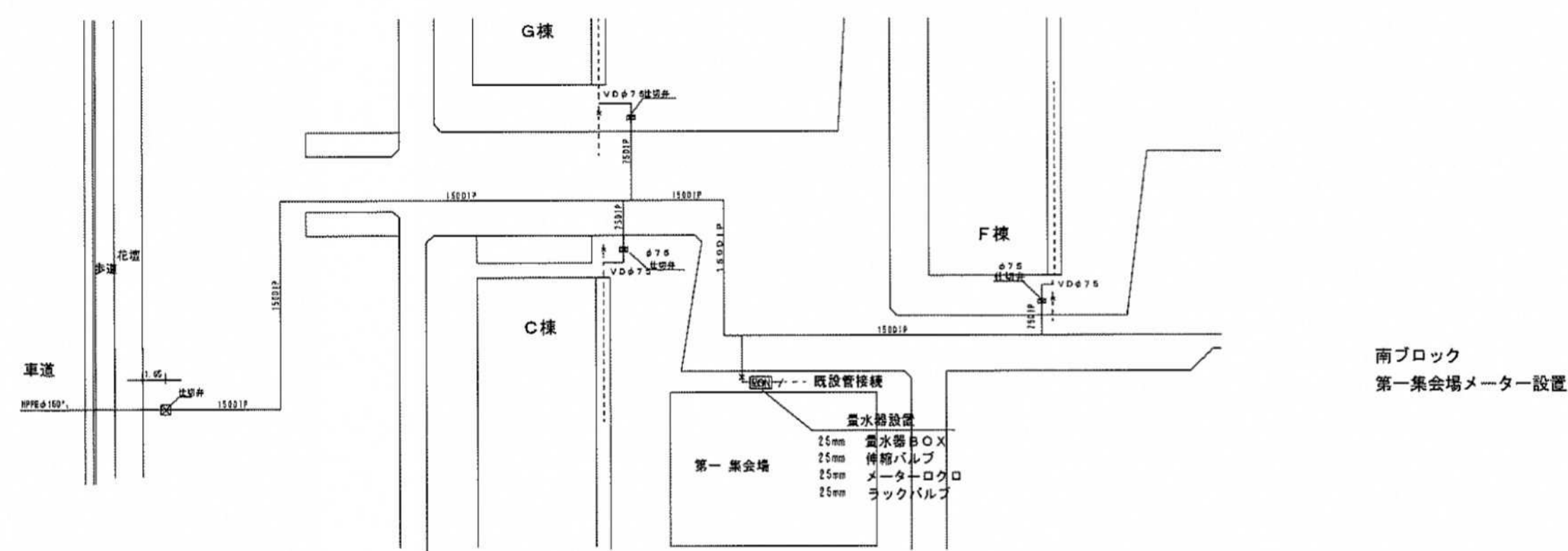
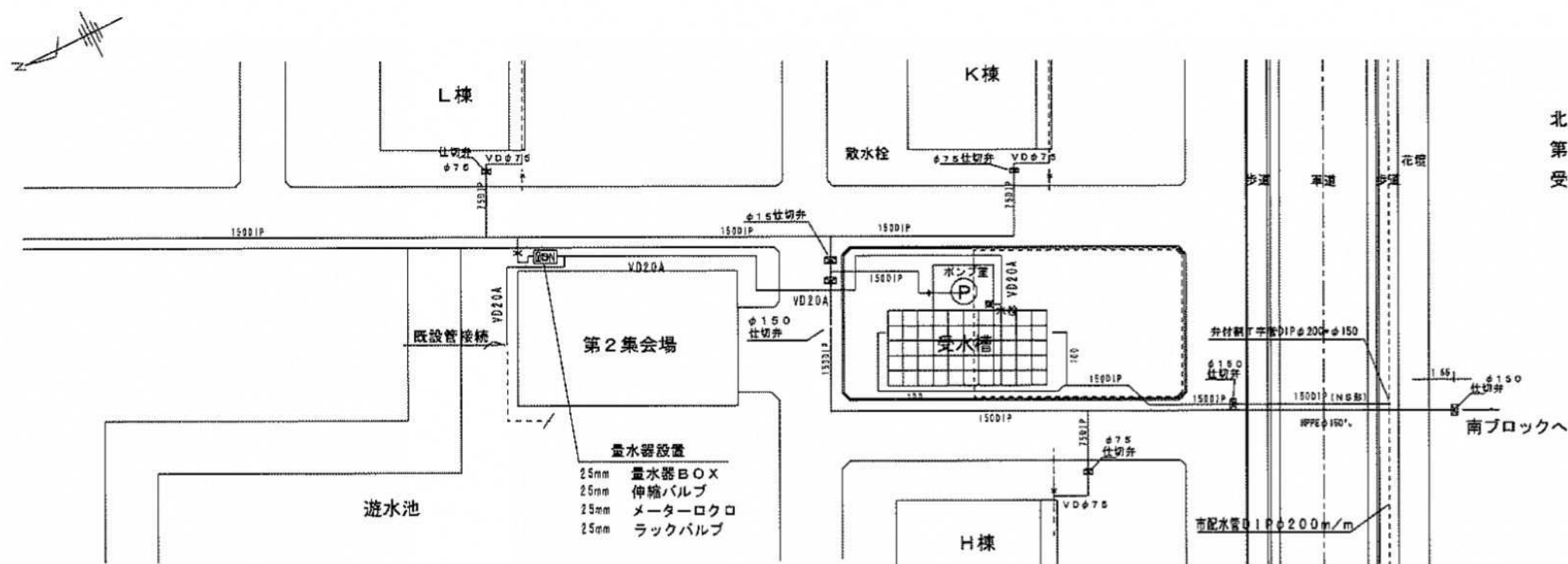
南ブロック 配管詳細 立面図



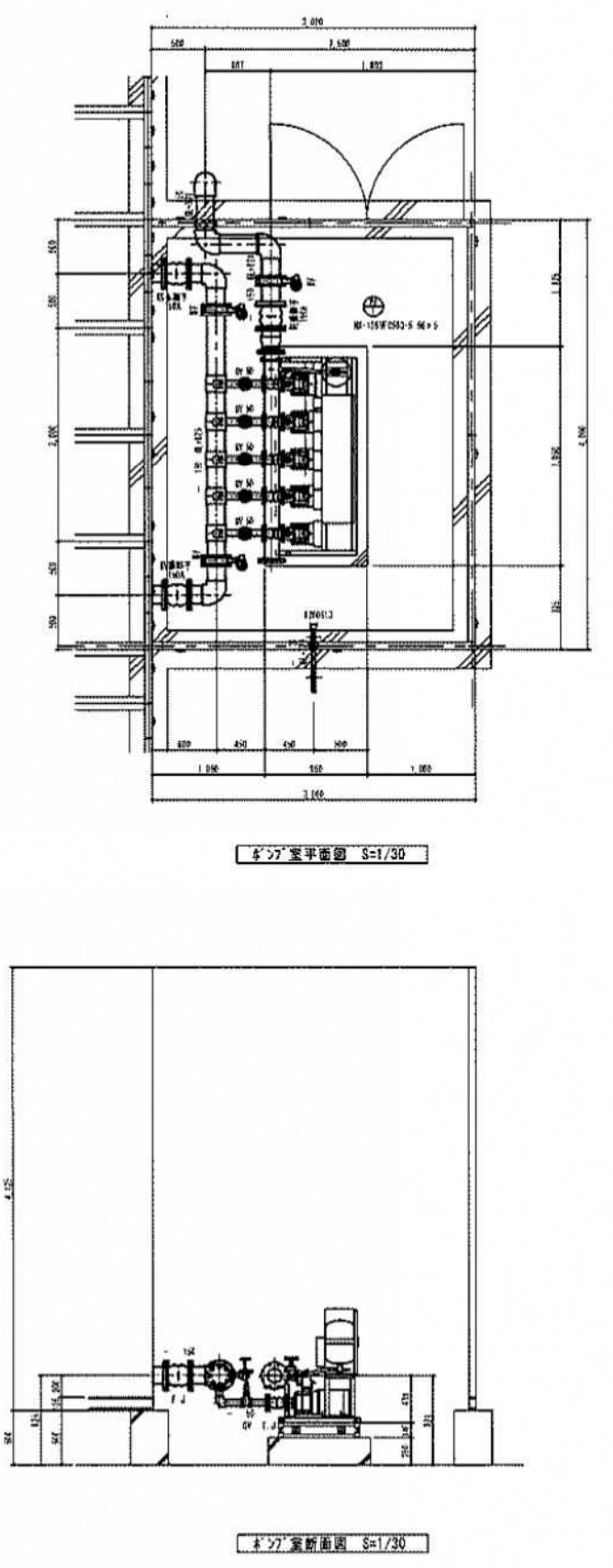
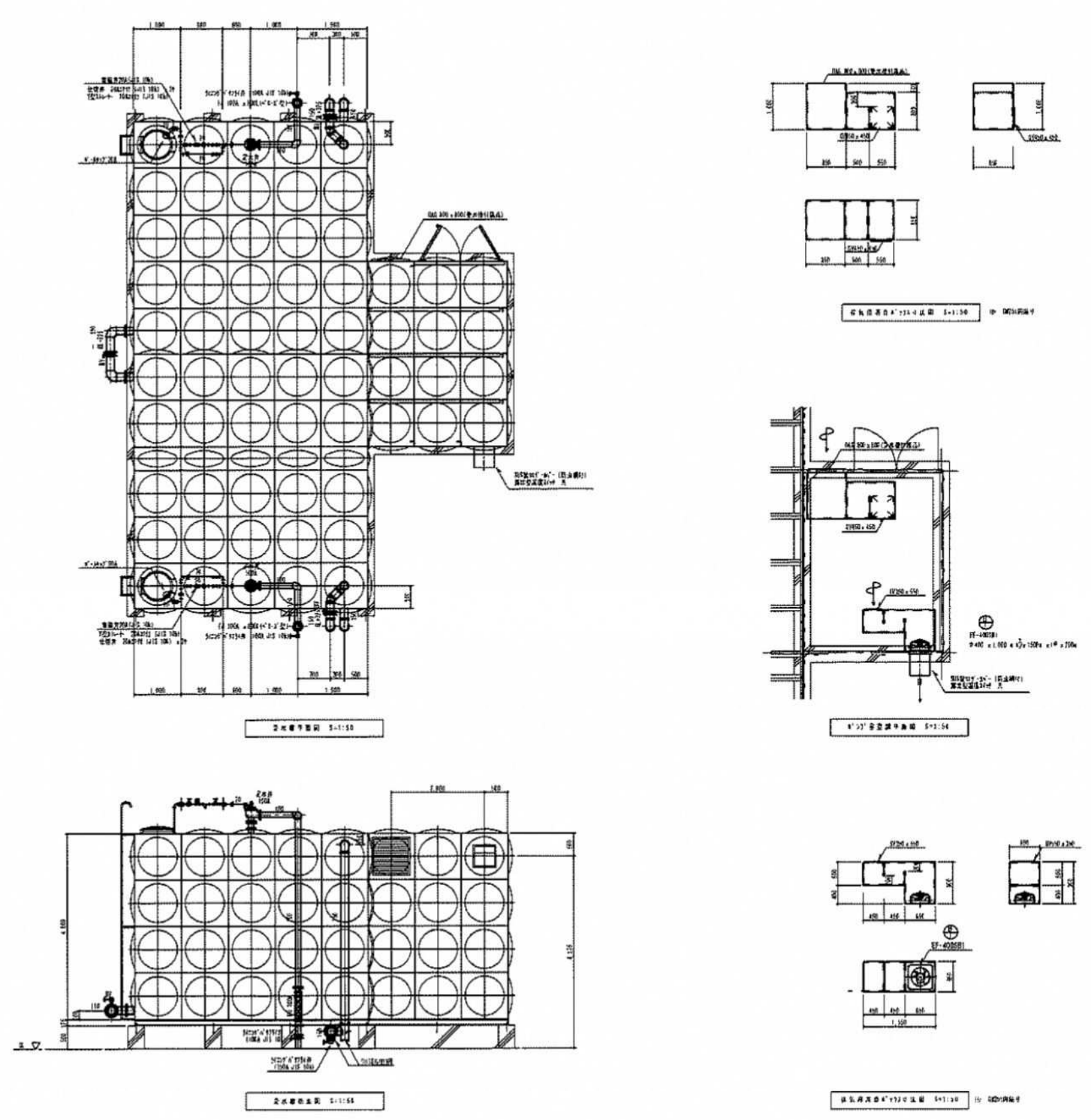
機械設備 受水槽廻り詳細図

立体配管図





変更事項 メーター設置	名称 平成21年度 [第21-H4216-01号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	図名 機械設備 集会場廻り 新設給水管図	縮尺 S=1/250	年月日	検査 提出 製図
	図号 M-15追加	縮尺 S=1/250	年月日	検査	提出



図名	北ブロック受水槽廻り詳細図	図番	00000	図尺	1/30	作成	2009.06	校核	2009.06	設計	2009.06	監理	2009.06	施工	2009.06	備考	
版数	第 1 版	図名	北ブロック受水槽廻り詳細図	図番	00000	図尺	1/30	作成	2009.06	校核	2009.06	設計	2009.06	監理	2009.06	備考	

DAISETSU 株式会社 大石設備
TEL 066-962-7216

PU-1 給水ポンプユニット	
推定末端圧力一定 自動制御 2in→2in方式	
5台並列5台ポンプ運転	
50φ x 125φ x 1.600lit/min x 440 x 5.5kw	
制御盤仕様	
受水槽2槽式対応(5P切替スイッチ付) 3775付	
流入電磁弁方式(3P切替スイッチ付)	
管轄2分-5分間停止制御内蔵	
管轄用(1)5付用 外部出力端子付	
コンクリート基礎 (建築工事)	

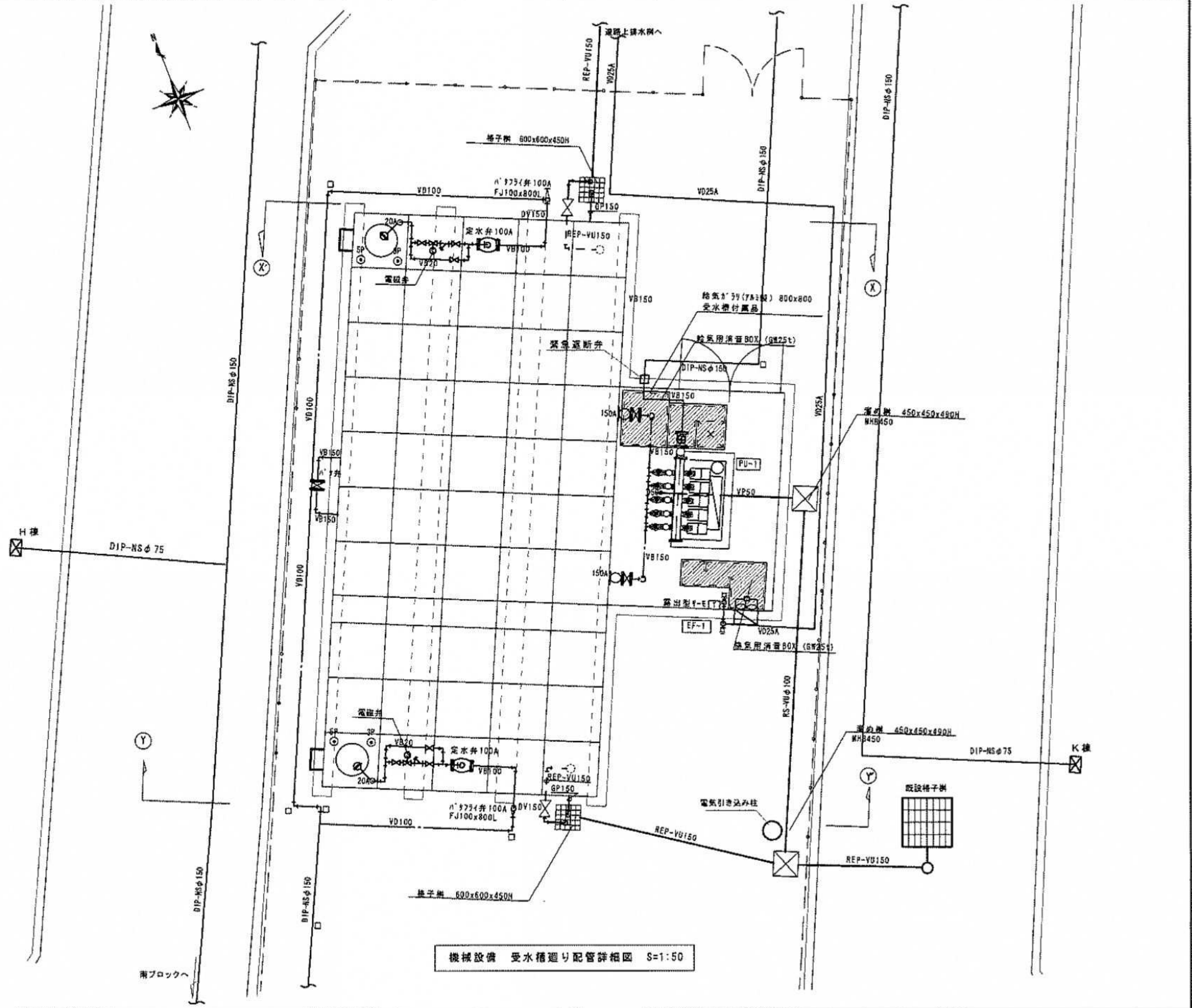
弁類	
吐出側	3(2)寸φ125弁 125A (JIS10k) 防振継手 125A FJ125A 800L (φ125型)
吸込側	仕切弁 50A 27付 JIS10k x 5 防振継手 50A x 5

TR-2 受水槽	
SUS製 5.000 x 10.500W x 4.000H	
単板型 二槽式 耐震基準 K=1.00	
704φ φ600 開口取付可能型	
8'2" 蓋 SUS製 3.000 x 10.500W x 4.000H	
給気170 (70x800 x 800) は 受水槽付属品	
有圧開閉用開口及び補強具 コンクリート基礎 (建築工事)	

弁類	
入水側	定水弁 100A x 2台 3(2)寸φ125弁 (100A JIS 10k) x 2台 FJ 100A x 800L (φ125型) x 2台 仕切弁 20A27付 (JIS 10k) x 6台 電磁弁20A (JIS 10k) x 2台 Y型ストレーナー 20A27付 (JIS 10k) x 2台 φ125φ20A x 2台
出水側	3(2)寸φ125弁150A (JIS 10k) x 3 防振継手 150A x 3 φ125φ150A x 1 φ125φ150A x 1
排水側	3(2)寸φ125弁150A (JIS 10k) x 2 SUS防虫網 150A x 2台
万能水栓	T200S13

溢水側	SUS防虫網 150A x 2台
-----	------------------

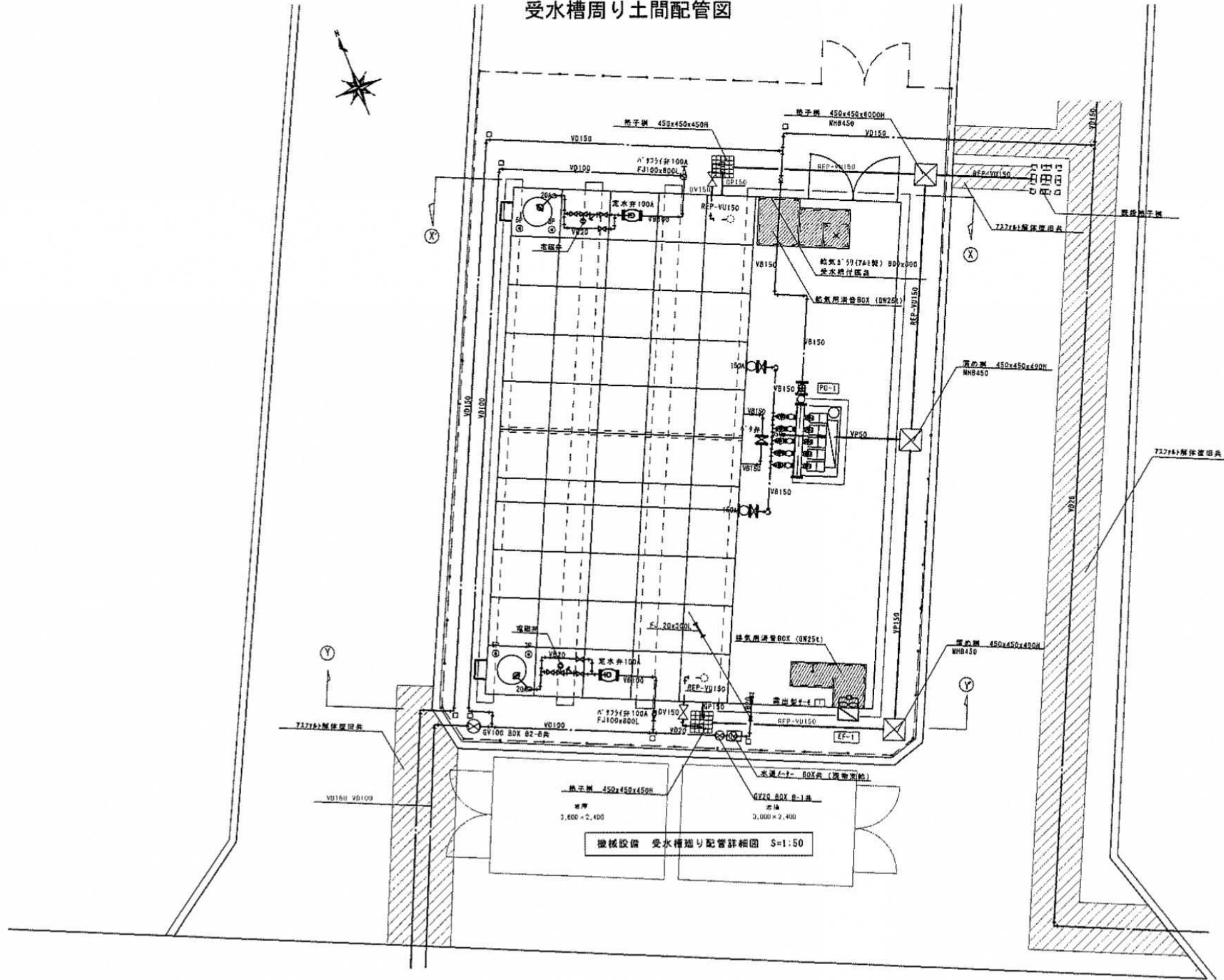
EF-1	有圧換気扇
φ400 x 1.000 mm H ₂ x 150Pa x 1 φ x 200w	
SUS製φ27φ-3φ (防虫網付) 露出型温度スイッチ 共	



機械設備 受水槽廻り配管詳細図 S=1:50

図番	IT	図名	図尺	作成	承認	作成	図番	機械設備 北ブロック受水槽廻り配管詳細図	図尺	1/50	図名	M-05
第1版	正	株式会社大石設備										

受水槽周り土間配管図



機械設備工事 新設給水配管図
NS 形新鉄管配管詳細図

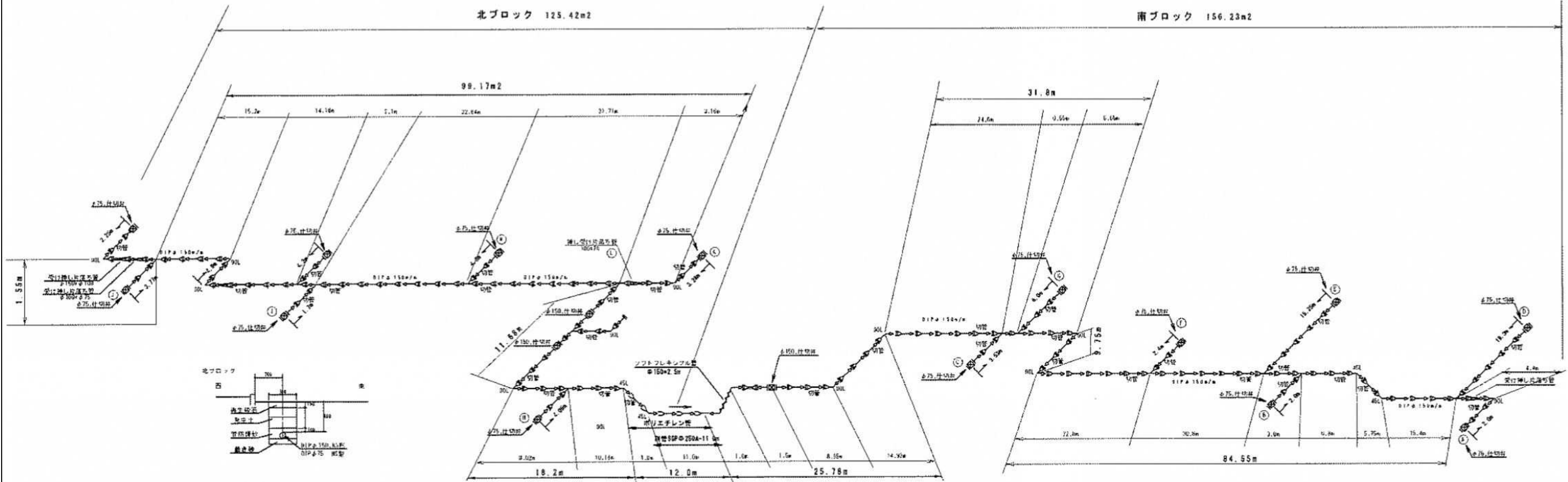
φ 150mm/m 125.42m+156.23m=281.65m
φ 75mm/m : 23.65m+50.48m =74.13m
合計 355.78m

北ブロック 125.42m²

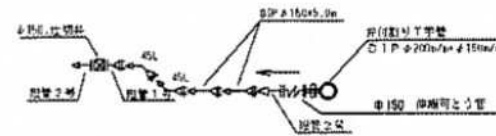
南ブロック 156.23m²

99.17m²

31.8m

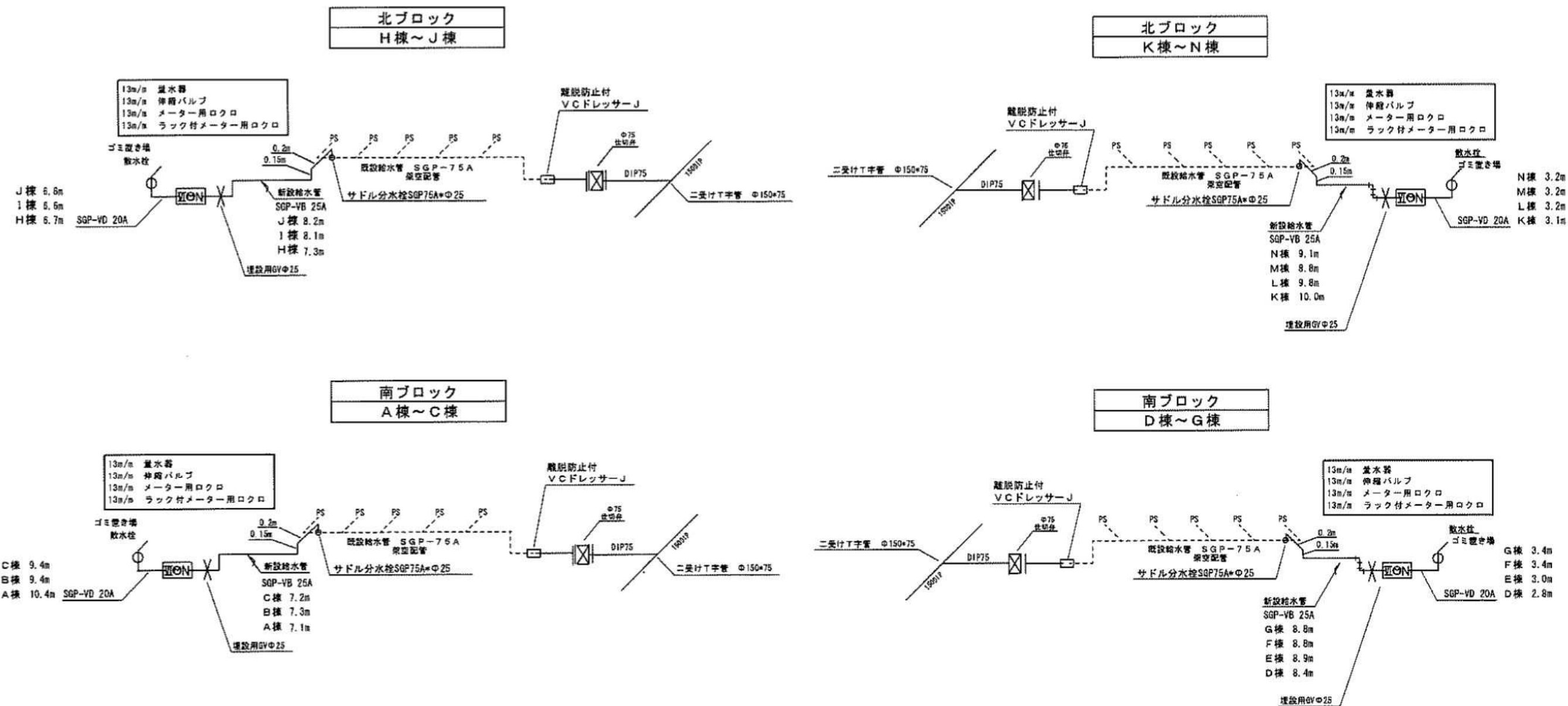


給水管取り出し箇所、詳細図



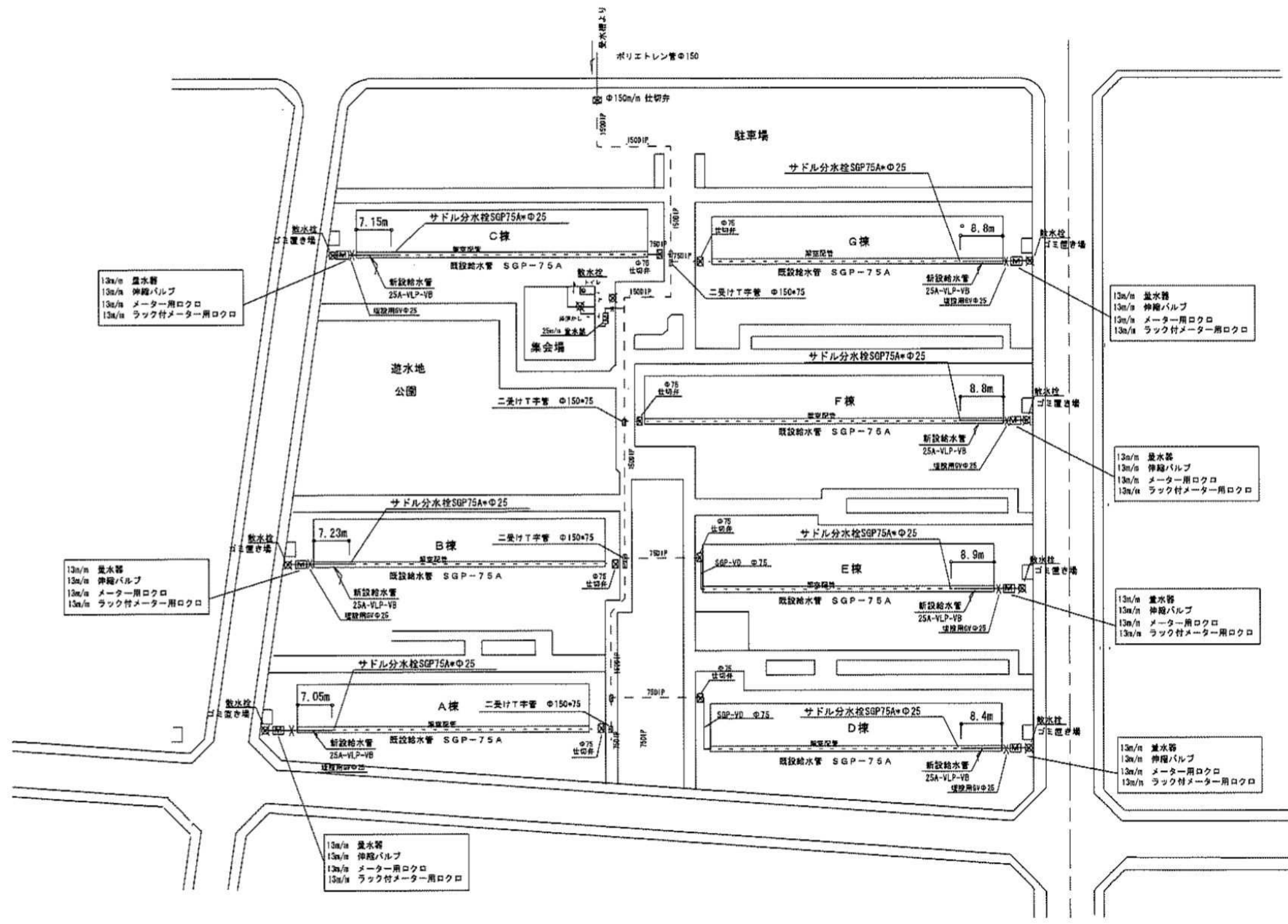
設計者	監工	設計監理	工事番号	工事名	図名	図番	図尺	図例	図例
〃	〃	〃	〃	平成 21 年度 [第 21-H4216-01 号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	(株) 大石設備	〃	1/10, 1/20, 1/30, 1/50, 1/100, 1/150	〃	〃
〃	〃	〃	〃						M-13 追加

立体配管図



変更事項	名称 平成21年度【第21-H4216-01号】 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	図名 機械設備 北・南ブロック 散水栓配管図	図号 M-12 追加	縮尺 NO-SCALE	年月日	作成 設計 監理	備考 平410-2114 静岡県伊豆の国市南橋1391-8 TEL 055-949-0910 FAX 055-949-0981 一般建築士事務所 静岡県知事登録 第3921号 一般建築士 第74052号 石橋 謙
------	--	------------------------------	---------------	----------------	-----	----------------	--

集会場：散水栓（ゴミ置き場）配管工事
南ブロック S=1/600

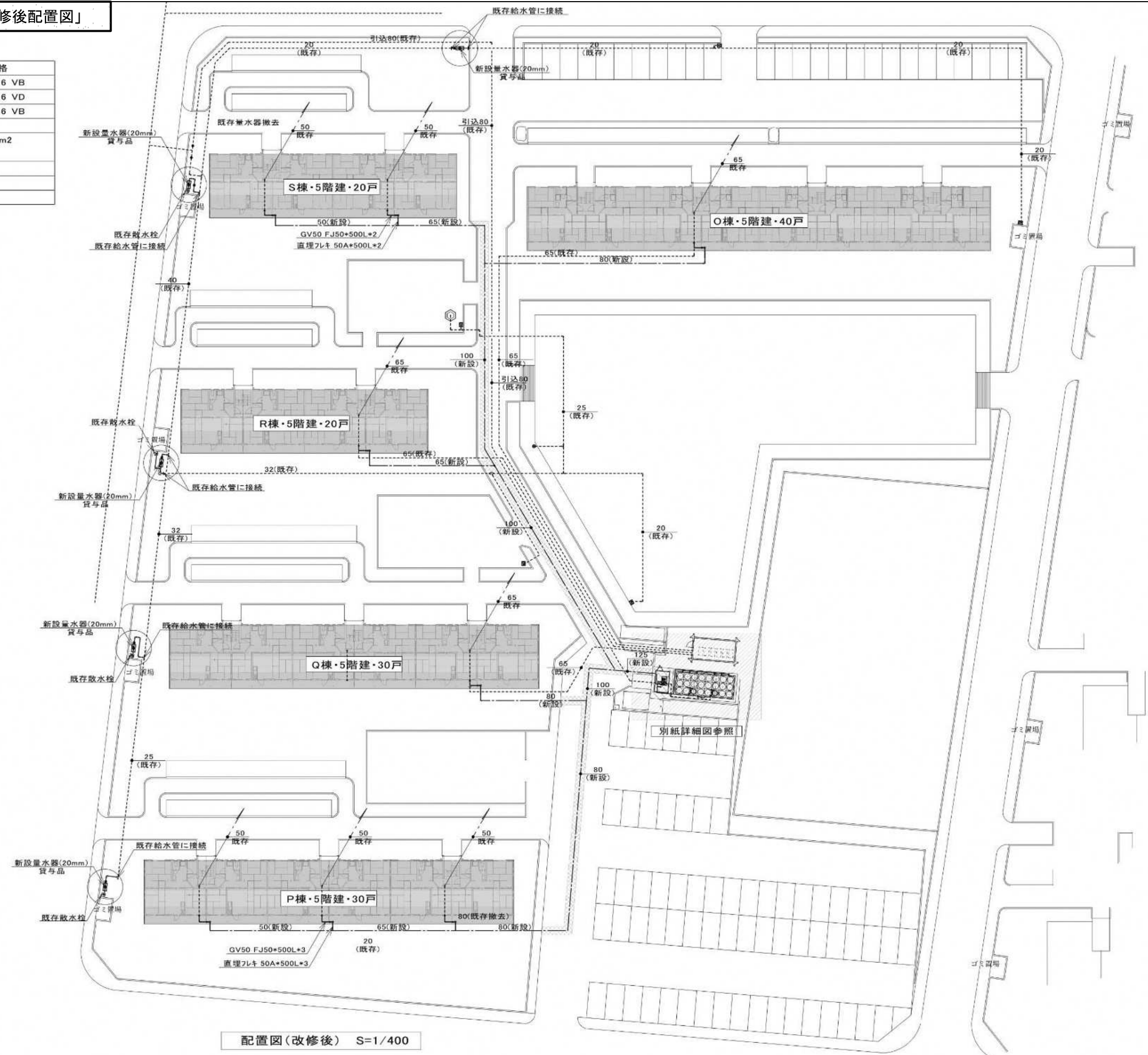


変更事項	名称	平成21年度〔第21-H4216-01号〕 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	名称	機械設備 南ブロック 散水栓廻り配管図	〒410-2114 静岡県伊豆の国市南町1391-8 TEL 055-948-9910 FAX 055-948-0981 一般社団法人 静岡県建設業協会 第3921号 一級建築士 第74062号 石橋 肇
	図号	図号 M-11	縮尺	S=1/600	
			年月日	図面	担当者

平成 23 年度 県営住宅原団地 給水施設改修工事「改修後配置図」

凡例

配管名称	記号	仕様・材料等	規格
給水管(一般)	---	水道用内面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VB
給水管(屋外埋設)	---	水道用内外面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VD
既存給水管	---	水道用内面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VB
フレキシブル継手	---	SUS製ヘローズ形	
仕切弁	※	50A以下 管端コア付 65A以上ナイロンコーティング	JIS 10kg/cm2
既存量水器	☞		
既存散水栓	☒		
舗装解体復旧範囲	---		



配置図(改修後) S=1/400

revisions

UEDA 建築設備事務所
 〒419-0205 富士市天間1442-1-103 TEL 0545 71-7237
 一級建築士事務所登録 第5659号 設備設計一級建築士登録 第885号
 建築設備士登録 42C2-7110R

project no. 平成23年度 県営住宅原団地
 給水施設改修工事
 date drawn by checked by

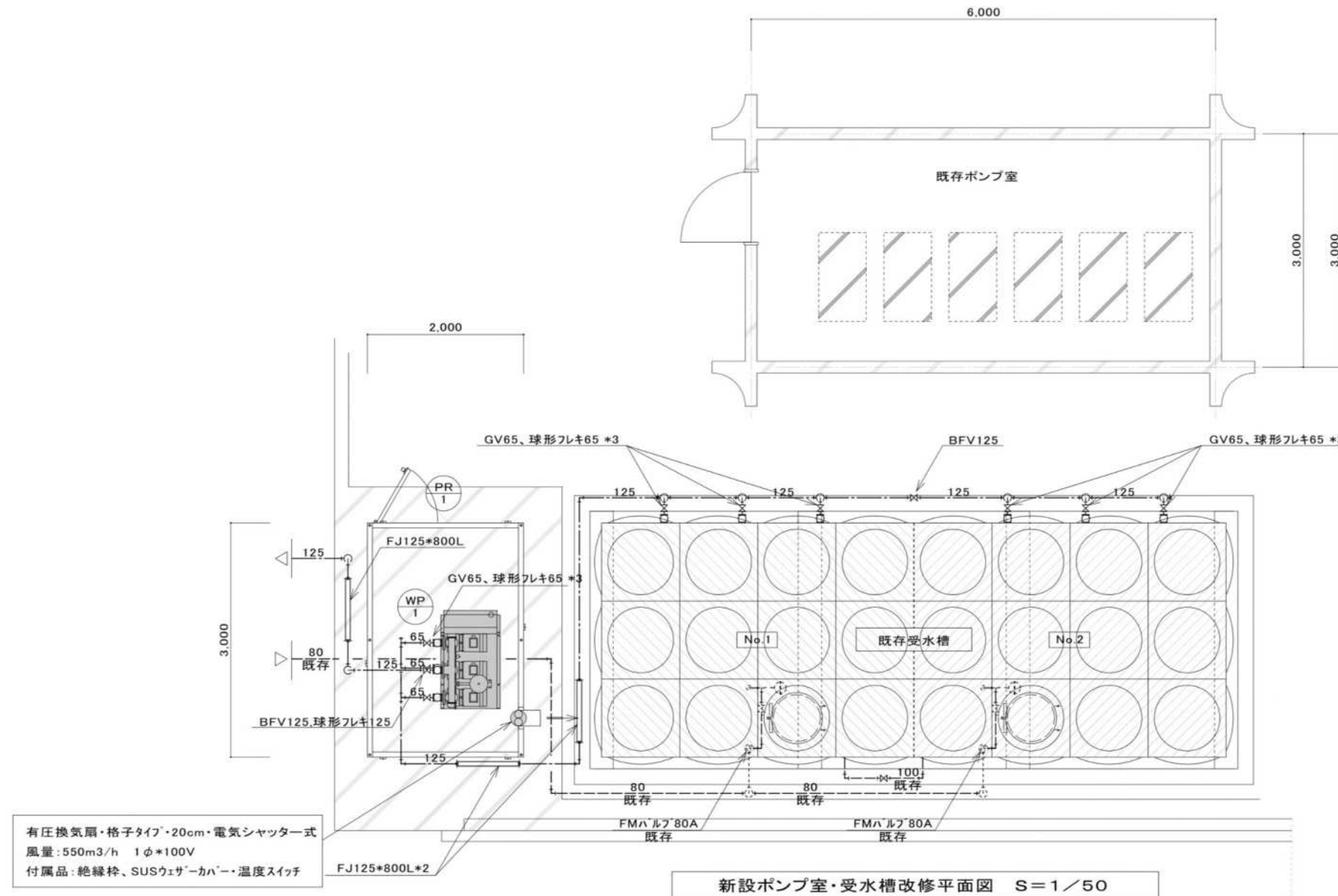
改修後配置図

P-03

scale S=1/400

■新設加圧給水ポンプ機器表

記号	機器名	機器仕様	電圧 50HZ		台数	備考	
			相電圧 Φ V	出力 Kw			
WP-1	加圧給水ポンプ	形 式：推定末端圧一定インバーター制御 3台ロータリー運転(3台同時運転有) 能 力：吸込口径65mm × 吐出口径 100mm 吐出量 1,000 ℓ/min × 全揚程 35m 付 属 品：制御盤(ポンプ故障、受水槽満減水警報出力端子付)	3	200	5.5kw*3	1	
PR-1	ポンプ室	形 式：ステンレスパネル溶接型ポンプ室 形 状：2,000 × 3,000 × 2,000H 耐震 KH=1.0 付 属 品：平架台 溶融亜鉛メッキ 詳細は別紙詳細図参照の事				1	



工事概要

- 受水槽No.1系統を先行して新設加圧ポンプ系統に切替工事を行う。
- 切替工事はO棟、Q棟、R棟の棟ごとに順次切替工事を行う。
- 切替工事完了後に、NO2受水槽の接続工事を行い、揚水ポンプ・高架水槽の撤去工事を行う。
- 既存揚水管は露出部分(屋内、屋外)はバルブ類共にすべて撤去する。

新設ポンプ室・既存受水槽改修平面図 S=1/50

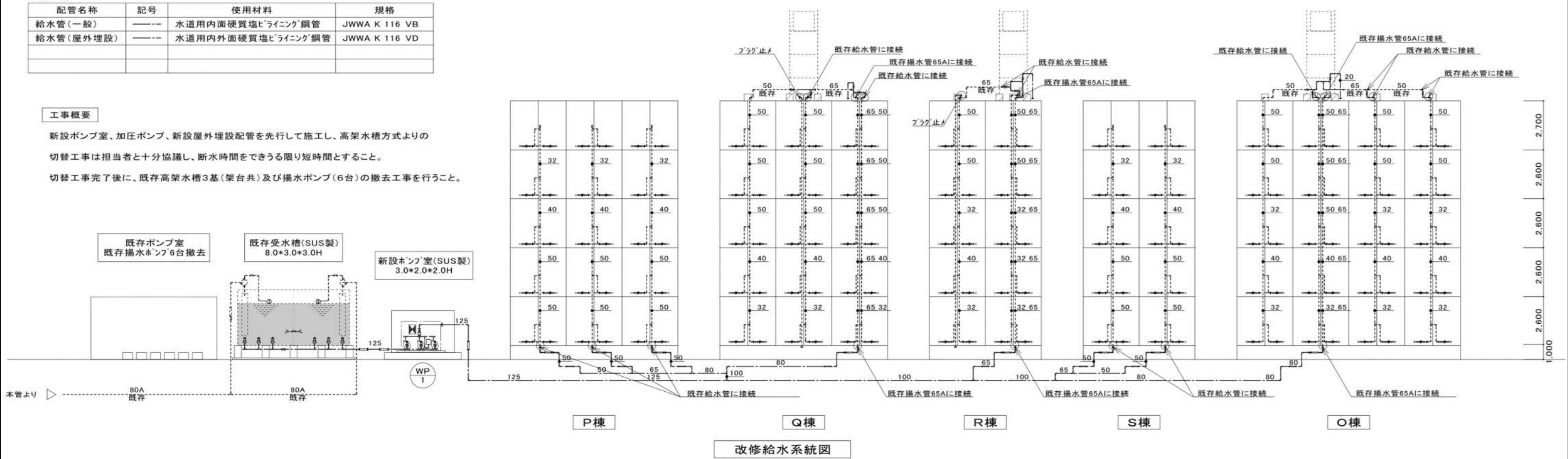
平成 23 年度 県営住宅原団地 給水施設改修工事
「改修給水系統図」

配管凡例

配管名称	記号	使用材料	規格
給水管(一般)	---	水道用内面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VB
給水管(屋外埋設)	---	水道用内外面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VD

工事概要

新設ポンプ室、加圧ポンプ、新設屋外埋設配管を先行して施工し、高架水槽方式よりの切替工事は担当者と十分協議し、断水時間をできる限り短時間とすること。
切替工事完了後に、既存高架水槽3基(架台共)及び揚水ポンプ(6台)の撤去工事を行うこと。

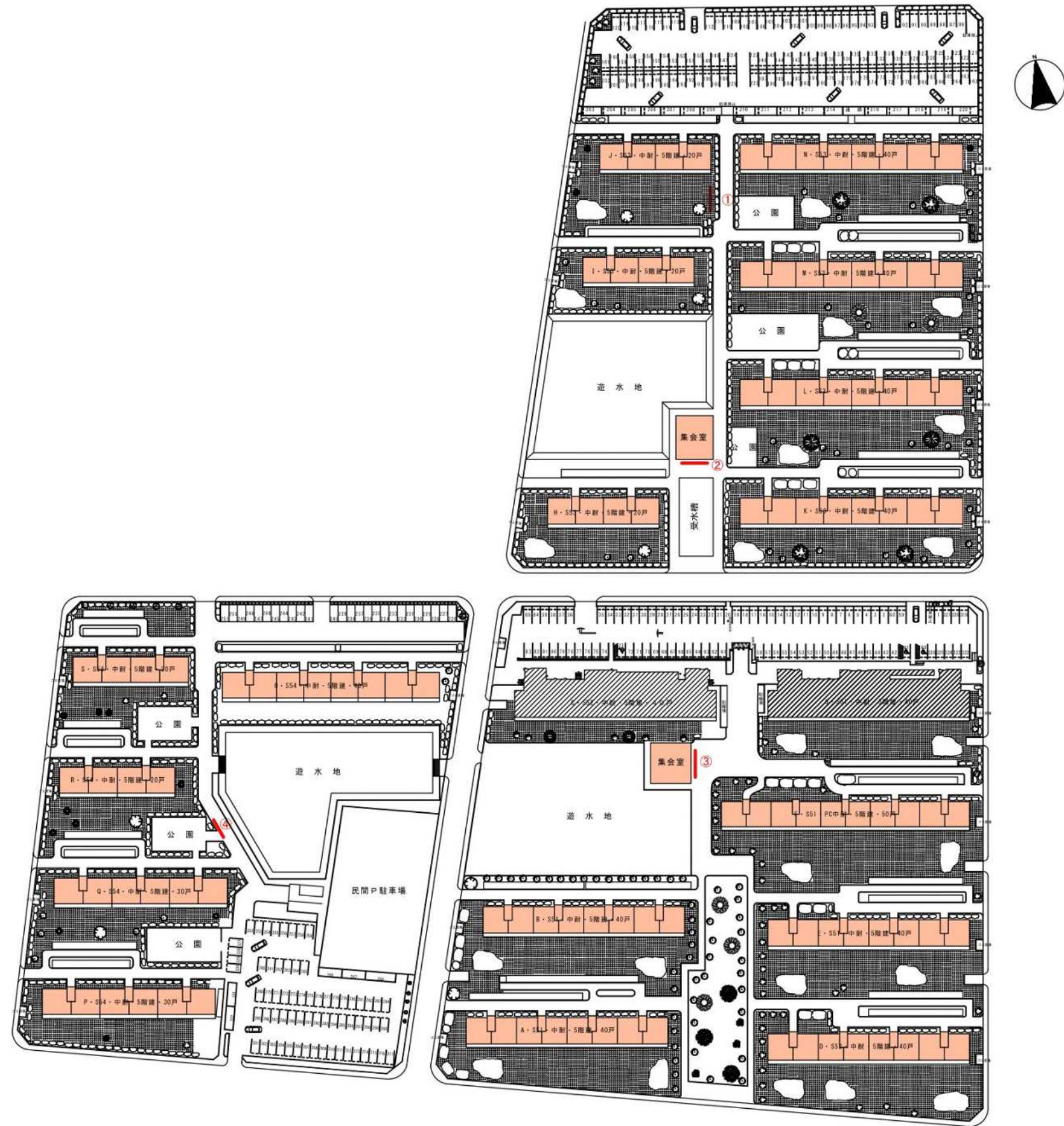


改修給水系統図

revisions	U UEDA 建築設備事務所 〒419-0205 富士市天間1442-1-103 TEL 0545 71-7237 一般建築士事務所登録 第5659号 設備設計一級建築士登録 第865号 建築設備士登録 62C2-7110R1			project no. 平成23年度 県営住宅原団地 給水施設改修工事	改修給水系統図	P-04
				date	drawn by	

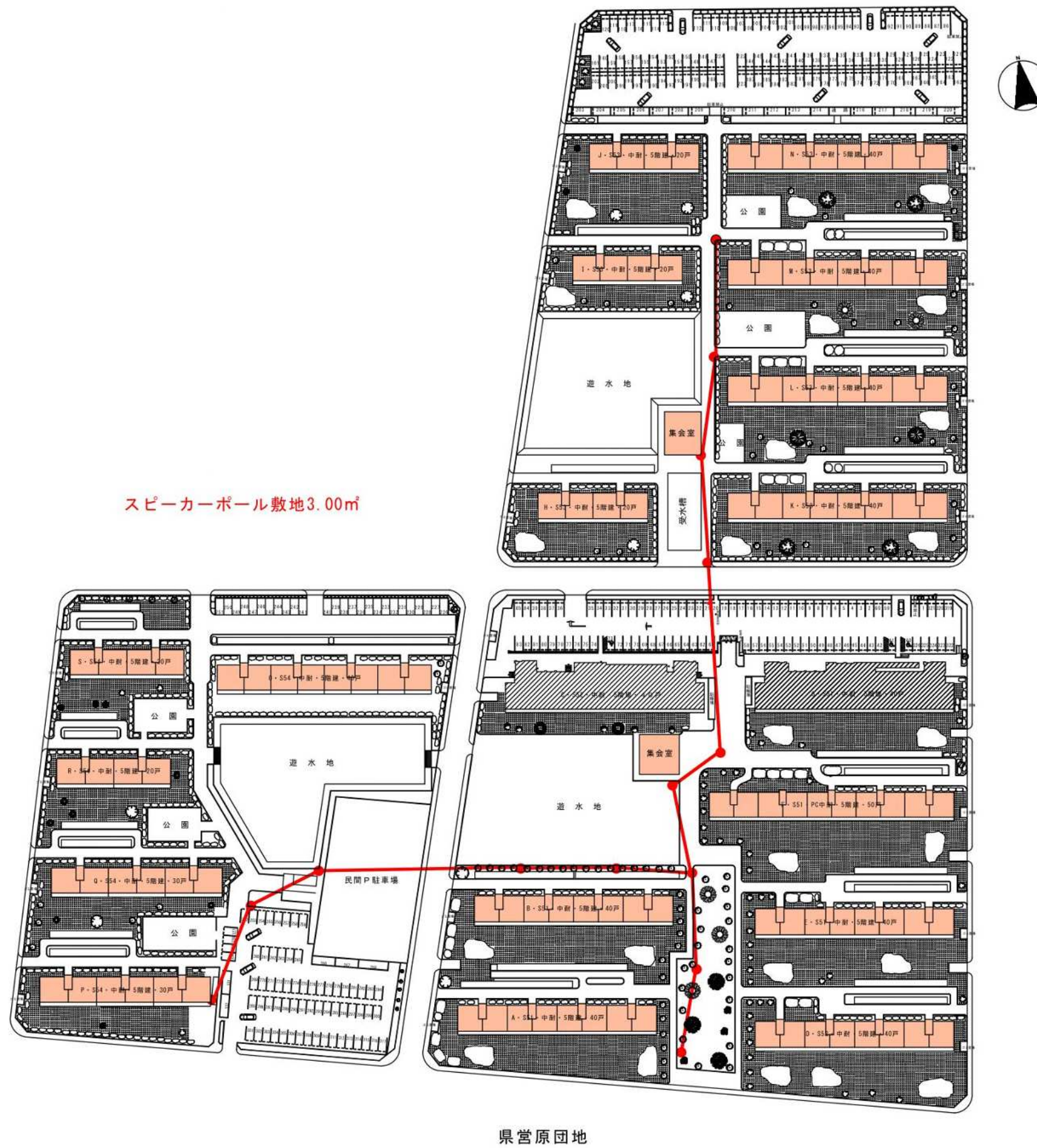
【 添付資料 9 】 建替エリア内の移設物位置図

自治会掲示板

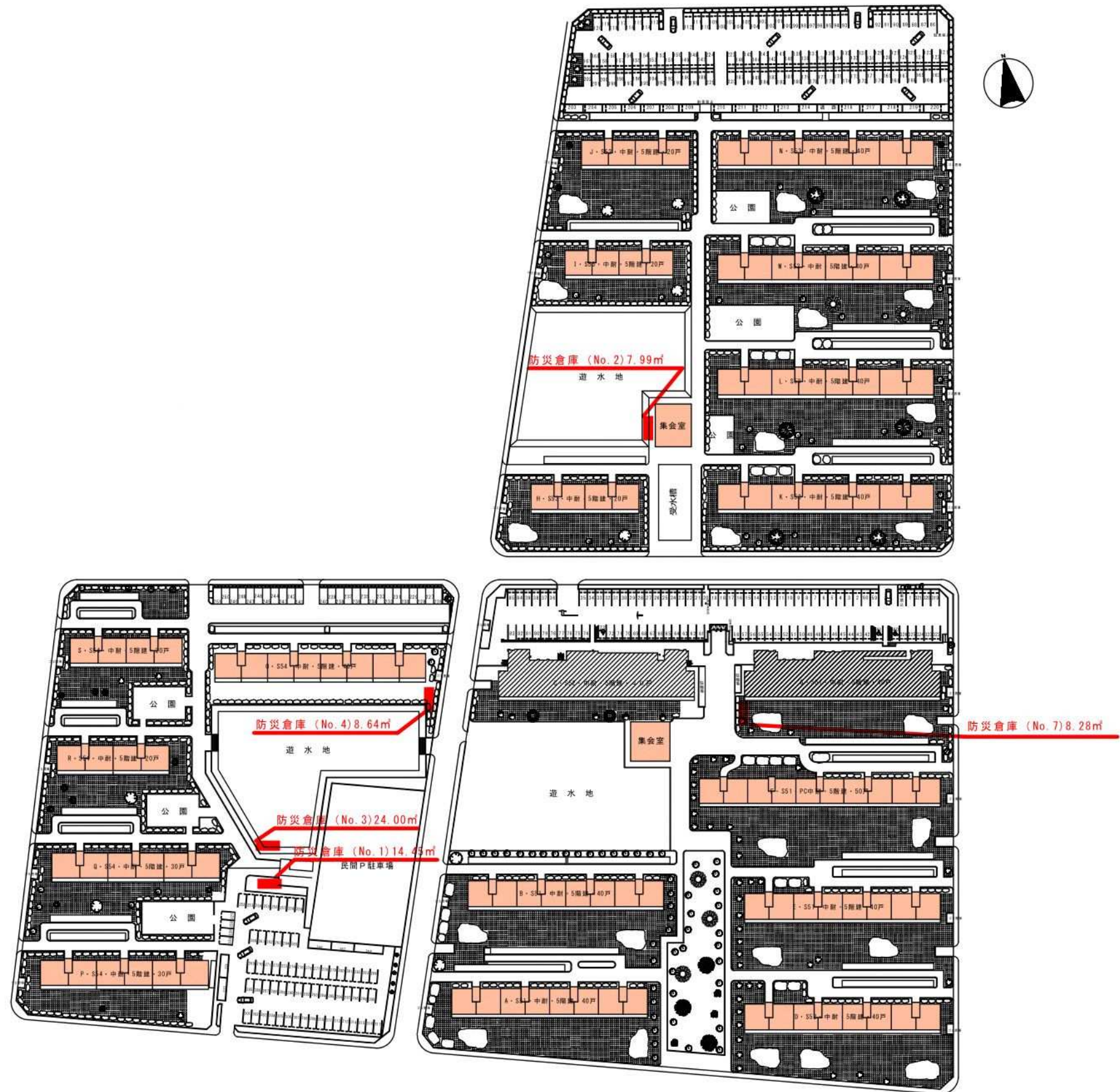


県営原団地

スピーカーポール

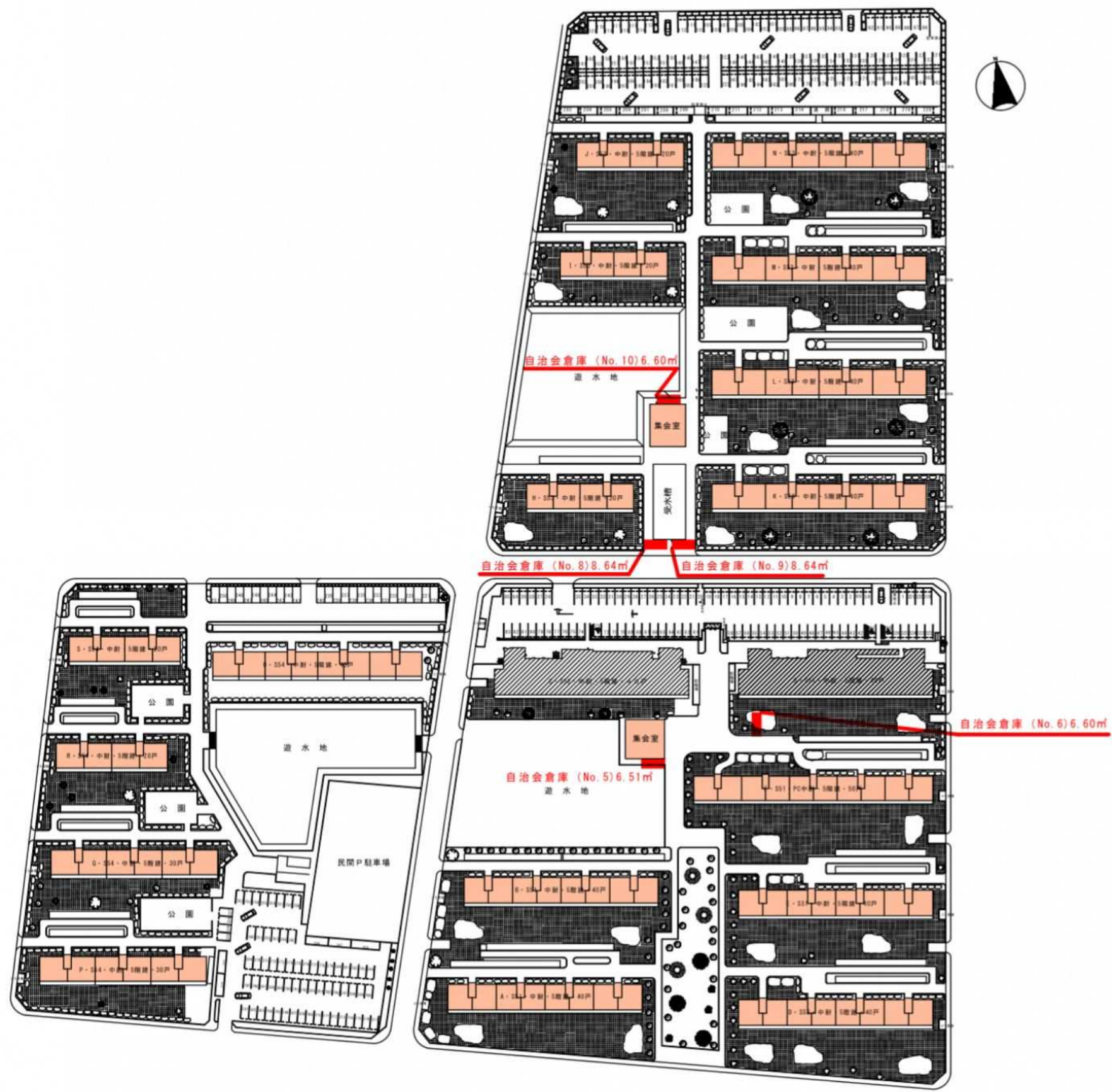


防災倉庫

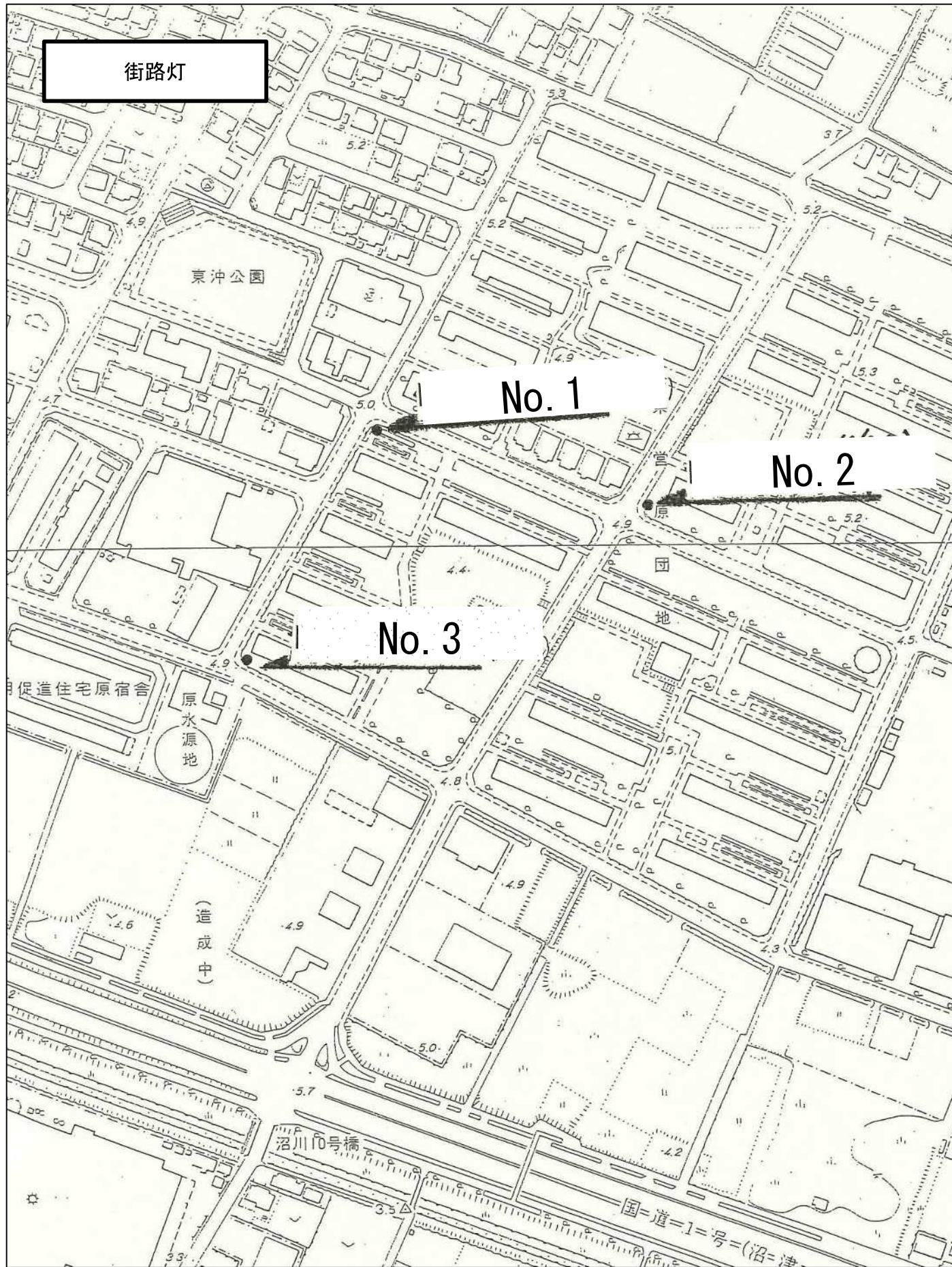


原団地

自治会倉庫



泉宮原団地



No.1



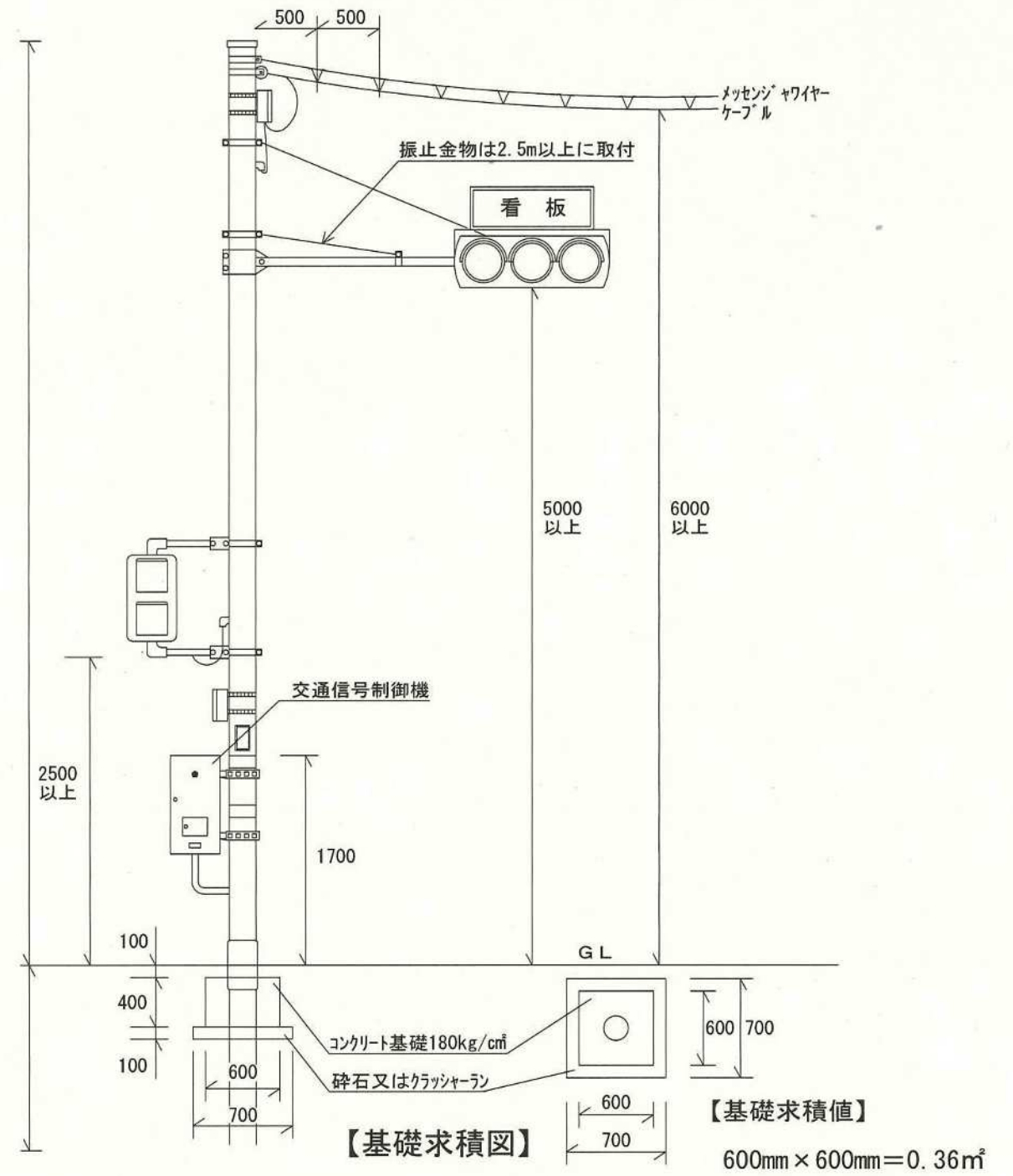
No.2



No.3



交通信号機 装柱標準図





信号機



凡例
 ● コンクリート柱

種別	専用柱					借用柱					合計
	コンクリート柱		鋼管柱			電力	N T T	デザイン	その他	計	
柱	m	10m	9m	10m	9m						スケルトン
本数	官地										
	民地										

所轄署	沼津	番号	315	L	設	2018年02月	承	縮	1	設置場所	沼津市大塚1029番地の1	地点名	原団地中
				C	計		認	尺	250				

【 添付資料 10 】 公営住宅等整備基準適合チェックリスト

公営住宅等整備基準適合チェックリスト

公営住宅等整備基準(平成 10 年建設省令第 8 号)適合チェックリスト

項目		公営住宅等整備基準の規定項目	確認欄	備考
健全な地域社会の形成		周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮している。(第 2 条関係)	<input type="checkbox"/>	
良好な居住環境の確保		安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう配慮されている。(第 3 条関係)	<input type="checkbox"/>	
費用の縮減		設計の標準化、合理的工法の採用等に努めることにより、建設及び維持管理に関する費用の縮減に配慮している。(第 4 条関係)	<input type="checkbox"/>	
敷地	位置の選定	災害、公害等による居住環境阻害の回避及び通勤、通学等の日常生活の利便を考慮している。(第 5 条関係)	<input type="checkbox"/>	
	敷地の安全等	軟弱地盤等の場合に地盤改良等安全上必要な措置が講じられている。(第 6 条第 1 項関係)	<input type="checkbox"/>	
		必要に応じ、雨水及び汚水を有効に排出又は処理するための施設が設けられている。(第 6 条第 2 項関係)	<input type="checkbox"/>	
公営住宅等	住棟等の基準	日照、通風等の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮している。(第 7 条関係)	<input type="checkbox"/>	
		防火避難及び防犯のための措置が適切となっている。(第 8 条第 1 項関係)	<input type="checkbox"/>	
	住宅の基準	住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 2 項関係) ※評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 5 の基準を満たすこととなる措置。	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 2 項関係) ※評価方法基準第 5 の 5 の 5-2 (3) の等級 6 の基準を満たすこととなる措置。	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		住宅の床及び外壁の開口部には遮音性能の確保を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 3 項関係) ※評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) イの等級 2 又は評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①c の基準 (鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①d の基準) を満たすこととなる措置及び評価方法基準第 5 の 8 の 8-4 (3) の等級 2 の基準を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 4 項関係) ※評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 3 の基準 (木造の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 2 の基準) を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置※が講じられている。(第 8 条第 5 項関係) ※評価方法基準第 5 の 4 の 4-1 (3) 及び 4-2 (3) の等級 2 の基準を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		25 m ² 以上となっている。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。(第 9 条第 1 項関係)	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由及びその面積)
	住戸の基準	台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられている。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。(第 9 条第 2 項関係)	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
		居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置※が講じられている。(第 9 条第 3 項関係) ※居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (2) イ②の特定建材を使用する場合にあつては、評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (3) ロの等級 3 の基準を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
	住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置※が講じられている。(第 10 条関係) ※評価方法基準第 5 の 9 の 9-1 (3) の等級 3 の基準を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
	共用部分	通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置※が講じられている。(第 11 条) ※評価方法基準第 5 の 9 の 9-2 (3) の等級 3 の基準を満たすこととなる措置	<input type="checkbox"/>	(適合しない場合の理由)
	附帯施設	自転車置場、物置、ごみ置場等必要な施設が適切に設けられている。(第 12 条関係)	<input type="checkbox"/>	
共同施設	児童遊園	住戸数、敷地の規模・形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切な位置及び規模となっている。(第 13 条関係)	<input type="checkbox"/>	(整備面積 m ²)
	広場及び緑地	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されている。(第 15 条関係)	<input type="checkbox"/>	
	通路	敷地の規模、形状等に応じて、日常生活の利便、通行の安全等に支障がないよう合理的に配慮されている。(第 16 条第 1 項関係)	<input type="checkbox"/>	
階段部に補助手すり又は傾斜路が設けられている。(第 16 条第 2 項関係)		<input type="checkbox"/>		

(備考)

1. 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 3 条第 1 項に規定する評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号) をいう。
2. 公営住宅等整備基準第 8 条第 2 項から第 5 項まで、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条の規定における適合しない場合の理由としては、例えば次に掲げる場合が想定される。
 - ・第 9 条第 3 項の規定について、該当する材料等の入手が困難な場合
 - ・第 11 条の規定について、小規模な事業 (1 棟当たりの戸数が 10 戸未満で、階数が 3 のものをいう。) において、エレベーターの設置に係る基準に基づく施行が著しく非効率となる場合
 - ・改正後の公営住宅等整備基準及び告示の公布前に設計を終了し、計画通知又は建築確認を行っている場合

【 添付資料 11 】 公営住宅法等の床面積の算定方法等について

◎公営住宅法床面積算定基準

○床面積算定方法

1 床面積の区分

床面積は住戸専用部分と共用部分に区分する。

2 住戸専用部分

住戸専用部分とは、居住の用に供する部分とする。

パイプシャフト、メーターボックスのうち住戸専用部分からのみ点検するものについては、住戸専用部分に含める。

バルコニーに設置する物置については、住戸専用部分に含める。

3 共用部分

共用部分は、住戸専用部分以外の部分で、以下に定める部分又はこれらに類する部分とする。
なお、共同施設及び共用部分で主体付帯工事費の増額(特例加算)として交付金を受ける部分については、床面積に算入しない。

(1)バルコニー

住戸に附属するもの及び専ら避難の用に供するものを、バルコニーとして共用部分に含める。

(2)共用廊下、渡り廊下

住戸の玄関前ポーチは共用部分に含める。

共用廊下に面する出窓(地袋を有するもの等建築基準法上の床面積であるものを除く。)については、外壁の中心線より外側の部分を、共用部分に含める。

(3)共用階段、スロープ

最下階の階段下部分(住棟と一体的に工事を行う場合に限る。)を、共用部分に含める。

(4)住棟玄関ホール、出入口等

底線より内側で、両側が壁又は手すり等で囲まれている部分を、共用部分に含める。

(5)エレベーター

エレベーターホール、エレベーターシャフト(停止階に限る。)、機械室(機械室に通じる階段で屋根を有するものを含む。)を、共用部分に含める。

(6)パイプシャフト、メーターボックス

共用廊下等の共用部分から点検するものを、共用部分に含める。

(7)物置等

居住の用に供する部分に附属していても、共用部分(バルコニーは除く。)又は住棟外からのみ使用する形態のものを、共用部分に含める。

(8)電気室、受水槽室、自転車置場、ごみ置場等

住棟内に設置するものに限り、共用部分に含める。

4 床面積の算定方法

床面積の算定方法は、原則として、屋根を有する部分のうち、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。ただし、ピロティ等で当該部分を区画する壁の一部を有しない場合は、屋根を有する部分で、壁及び柱、梁又は手すり等床の区画の標識とみなされるものの中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

バルコニー(住戸に附属し、かつ、専ら避難の用に供するものに限る。)についてはその床面積の3分の1とする。

5 地階がある場合の取り扱い

建築基準法上の地階の住戸を有する住棟の場合、主体附帯工事費の算定にあたっては、地上階数と地下階数を合算した階数を、地上階数と読み替える。

○一住棟内で異なる標準主体附帯工事費が適用される場合の1戸当たりの平均床面積及び平均工事費の算定方法

1 1戸当たりの平均床面積の算定方法

以下の手順で算定する。

- (1)バルコニー(住戸に付属し、かつ、その利用が各住戸に特定されるものに限る。以下同じ。)を除いた共用部分の床面積を、各住戸専用部分の床面積で面積按分を行う。
- (2)(1)に住戸専用部分、バルコニーの床面積を加えて、住戸ごとの床面積を求める。
- (3)異なる標準主体附帯工事費が適用される部分ごとに、(2)を平均して、平均床面積を求める。なお、標準主体附帯工事費の区分が同一であっても、事業の進め方に 応じ、以下のとおり面積按分を行う範囲を区分して算定しても差し支えない。
 - ・住棟が複数年度にわたり施工される場合で、年度間で工事範囲を区分するものにあつては、各年度で区分された工事範囲ごと。
 - ・住棟が建築計画上別棟とみなすことが合理的な場合にあつては、別棟とみなした部分ごと。

2 1戸当たりの平均工事費の算定方法

原則として、以下の手順で算定する。

- (1)各住戸専用部分ごとの工事費及び共用部分の工事費を算定する。

住戸専用部分か共用部分かを特定できない工事(仮設、躯体、外壁仕上げ、屋根等)の費用については、各住戸専用部分の床面積と共用部分の床面積で面積按分を行い、それぞれに加える。
- (2)(1)で求めた共用部分の工事費を、各住戸専用部分の床面積で面積按分を行う。
- (3)(2)に(1)で算定した各住戸専用部分の工事費を加算し、住戸ごとの工事費を算定する。
- (4)異なる標準主体附帯工事費が適用される部分ごとに、(3)を用いて、平均工事費を求める。

なお、上記方法が困難な場合は、総工事費を標準主体附帯工事費が異なる部分ごとの住戸専用部分の床面積と共用部分の床面積で面積按分等を行っても差し支えない。

3 上層階を後退させ階数の異なる構造を有する住棟の場合

1戸当たり平均床面積の算定方法は、Ⅲ1に示す方法による。

1戸当たりの平均工事費の算定方法は、別紙「特定優良賃貸住宅供給促進事業に係る共同施設等整備費の標準工事費等の取り扱いについて(平成9年建設省住事発第1号)」の考え方を準用する。